

さいたま市告示第608号

「さいたま市史」の有償頒布に関する業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 業務名

「さいたま市史」の有償頒布に関する業務

2 指定公金事務取扱者

(1) 名称 株式会社丸善ジュンク堂書店大宮高島屋店

(2) 住所又は事務所の所在地 さいたま市大宮区大門町1-3-2大宮高島屋ビル7階

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年3月23日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年4月1日

5 委託する期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出 物品売払収入

7 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所総務局総務部アーカイブズセンター

(2) 電話 048（871）5821